

糸島市補助金設計書

所管課	地域振興課
-----	-------

補助金名称	市民提案型まちづくり補助金
区分	奨励・支援的事業補助
該当例規等	糸島市市民提案型まちづくり事業補助金交付規程

【長期総合計画体系】

基本目標 5 __みんなの力で進める協働のまちづくり

政策 1 __協働のまちづくりの推進

施策 __地域主体のまちづくりのための体制を確立する

1 補助の目的

NPOやボランティアの持つ専門性、迅速性を生かして地域の課題解決を図ることを目的に、市内で活動する団体が独自の発想を持って提案する事業で、協働のまちづくりと団体の育成、充実につながるものについて補助金を交付する。

2 成果指標

成果指標 1 : 市民提案を実施した団体数

目標値 1 : 121団体(平成30年度) 131団体(令和2年度) 平成22年度からの累積

成果指標 2 : 市と市内で活動している市民団体が実施した協働事業数

目標値 2 : 83事業(平成30年度) 93事業(令和2年度まで) 平成22年度からの累積

3 補助対象事業・補助対象者

補助対象事業

市民活動団体が実施する地域の課題解決を図ることを目的に市民活動団体が提案する事業。

補助対象者

糸島市で活動するNPO・ボランティア等の市民

4 補助対象(外)経費

補助対象経費

・報償費(講師、出演者等への謝金等)、旅費、消耗品費、印刷製本費、食糧費(講師弁当代等)通信費、燃料費、借上料(会場、器具、各種機材レンタル)保険料、手数料(振込手数料等)、その他事業実施のために特に必要な経費で市長が必要かつ適切と認めるもの。

補助対象外経費

・経常経費、人件費、食糧費、備品購入費、参加賞、記念品、賞品・賞金、その他事業に直接関係のない経費、社会通念上適切でない経費・各種イベント等の参加賞、記念品、賞品・賞金
・団体構成員の所有する物品等の借用に対する謝礼、使用料
・他団体・機関等への補助金としての支出(再補助の禁止)
・事業の実施を一括して企業等へ委託する場合の支出
・上記の他、補助事業の目的と異なる内容の支出

5 補助率・補助限度額、積算根拠

補助率 : 補助率 10/10(審査内容により変動有り)

補助金限度額 : 1団体1事業あたり50万円(上限額)

これからの社会では、市民団体等が自主的、主体的な役割を担いながら社会の広域的な活動に関わっていくことが求められており、市民団体等が新たな公的サービスの担い手となることが喫緊な課題である。課題解決のためには、本市における様々な問題や課題に対し、市民団体等の専門性、迅速性を生かして地域の課題解決を図ることや、各団体を支援しながら自立を促していくことが必要である。そのため、高い補助率としている。

6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

令和2年度まで